

## 鎌倉市税等のコンビニエンスストアでの取扱いについて(お知らせ)

### 1 ご利用いただける市税等

- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・市県民税(普通徴収)
- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料
- ・介護保険料

### 2 (ご注意) 次の納付書は、コンビニエンスストアで支払うことができません。

- (1) 1枚あたりの納付金額が 30 万円を超える金額が記載された納付書
- (2) バーコードが印字されていないもの
- (3) 破損、汚れ等でバーコードが読み取れないもの
- (4) 金額を訂正したもの、納付書の使用期限が過ぎたもの

### 3 ご利用いただけるコンビニエンスストア(全国の店舗) 五十音順

(納付書の裏面にも記載してあります。)

- セイコーマート                      ○セブン-イレブン
- デイリーヤマザキ                  ○ファミリーマート
- ポプラグループ(ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト)
- ミニストップ                      ○ヤマザキデイリーストア
- ローソン                              ○MMK(マルチメディアキオスク)設置店

### 4 コンビニエンスストアで納付するにあたってのご注意

- (1) 領収書、レシートを必ず受け取っていただき、大切に保管してください。
- (2) 納付書はホッチキス止めがしてありませんので、納付期限をご確認のうえ納付してください。
- (3) 納付書発行日から1年が経過した場合は、コンビニエンスストアでの納付はできません。  
この場合は、金融機関、鎌倉市役所銀行派出所(2番窓口)で納付できます。  
鎌倉市役所銀行派出所の取扱い時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時までです。
- (4) コンビニエンスストアでは納付書の再発行はできません。
- (5) 納期限を過ぎて納付された場合、コンビニエンスストアでは延滞金の計算ができないため、延滞金が付く場合は、後日市から延滞金分の納付書をお送りする場合があります。
- (6) 納付直後に市税の納税証明(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び介護保険料を除く)を申請される際は、納付確認できていない場合がありますので、申請窓口へ領収書をお持ちください。